

Title	Herbert Obenaus, Gutsbesitzerliberalismus. Zur regionalen Sonderentwicklung der liberalen Partei in Ost-und Westpreussen wahrend des Vormarz, in Geschichte und Gesellschaft 14. Jahrgang 1988, Heft 3.
Sub Title	
Author	東畑, 隆介(Tohata, Ryusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1989
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.58, No.3/4 (1989. 10) ,p.39(267)- 47(275)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19891000-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Herbert Obenaus, Gutsbesitzerliberalismus. Zur regionalen Sonderentwicklung der liberalen Partei in Ost- und Westpreußen während des Vormärz, in *Geschichte und Gesellschaft* 14. Jahrgang 1988, Heft 3.

東 畑 隆 介

ここに紹介する論文は、いわゆる Gutsbesitzerliberalismus が何故東・西プロイセン州において成立したかを検討して、東・西プロイセン州の特異な性格を説明しようという意図している。著者ヘルベルト・オベナウスはハノーファー大学の近・現代史教授で、*Anfänge des Parlamentarismus in Preußen bis 1948*, Düsseldorf 1984. その他の著書がある。以下は彼の論文の要旨である。プロイセン州の特殊な発展は、王国の他の諸州と違って自由主義政党的の形成が農場を所有している貴族によって強く決定された点にある。それはライン州などの他の州には見られない現象であった。プロイセン州における

騎士領所有者の政策は、都市と農民の代表と意見を調整した協力を目指した。騎士領所有者は州議会における都市・農民の代表の冷遇をもたらす可能性がある全てを避けた。

歴史学は、散発的ではあったが、長い間プロイセン州における特殊な発展を説明しようと努力してきた。ハンス・ロートフェルス *Hans Rothfels* は、イギリスの土地貴族（一七世紀に形成されたジェントリ）が、プロイセン州の農場所有者 *Gutsbesitzer* の模範であったことを指摘した。ラインハルト・コゼレック *Reinhardt Koselleck* は、騎士領所有者の中に占める市民の高い割合に注目し

て、「騎士身分の中での市民は自由主義化の酵素である」と述べた。酵素という概念を用いる場合、コゼレックは、ジュントリの場合に生じたような貴族と市民との社会的融合過程を念頭においていた。しかしハンス・ローゼンベルク Hans Rosenberg を中心に進められた従来の社会史的分析によると、ジュントリの場合に生じた貴族と市民の融合は起らず、騎士領の所有者は「旧制度」へのあこがれを捨てきれない排他的、封建的職業身分を形成した。」プロイセンの騎士領所有者の場合、市民出身の土地所有者の貴族出身の土地所有者の集団への統合——「新封建化」——の形をとった。

プロイセン州における発展は、騎士領所有者の自由主義政党への転換によって異なった経過を辿った。ここでは王国の騎士領所有者の中に一般的に見られた新封建化の過程は、三月前期に生じなかった。自由主義への転換は、市民の農場所有者による貴族の農場所有者の「発酵」の過程によって説明できるであろうか？ 王国の他の東エルベの諸州においても市民の騎士領所有者の数は絶えず増大したが、プロイセン州と同じような過程は観察できない。プロイセン州におけるジュントリの形成は、農場所有 Gutsbesitz と商人との間の経済的・家族的関係

が存在したであろうということを前提とするが、それは一般的経過として認めることはできない。商人とグルンドヘルの職業の分離は、一九世紀に至るまで維持された。

一八世紀に起った穀物輸出の飛躍的な増大は、東・西プロイセンの農業生産を近代化させる効果をもった。従って一九世紀前半のプロイセン州の騎士領所有者の自由主義的傾向の理由をこの点に求める見解がある。東ドイツの歴史家ペーター・シュパン Peter Schupan は、穀物輸出が農場所有者を生産の資本主義的組織化へと駆り立て、そこから自由主義に対する開放的態度が生じた主張するが、生産方法の近代化は、必ずしも政治意識に影響を及ぼすとは限らないし、一八世紀の近代化の諸動機と一九世紀前半の自由主義的な思考と行動との間の時間的な遅延は、この見解によっては説明されない。

最後に改革の精神（シュタイン、ハルデンベルク、彼等の協力者たちの精神）の連続性にプロイセンの農場所有者の自由主義の説明を求める見解がある。州知事テオドル・フォン・シェーン Theodor von Schön のような州の行政エリート的人的な継続性は、散発的に見られるが、プロイセン州の騎士領所有者の階層特有の政治意

識が如何にしてまた何時形成されたかの問いに答えることはできない。

上述したように、著者は従来の研究が農場所有者の自由主義を十分説明していないと批判して、それを解明する新しい糸口を見出そうと試みる。その場合、問題の手がかりは、農場所有者に特に関係し、それらに対して彼等が彼等の利害状況から立場をとり、解決を發展させた社会経済的諸問題に求められねばならない。

クライス議会の構成と郡長 Landrat のポストの候補者の選挙に関してプロイセンの中央政府は復古的な措置を講じた。前者に関しては、騎士領所有者に単独投票権を与え、クライスの各都市に一票、村落に全部で三票を与えた。この措置によって騎士領所有者は、他の両身分に対して非常な優位を獲得した。後者に関しては、クライス議会における都市と村落の代表は、郡長の候補者の選挙に参加してはならないとした。これらの決定によって農民と農村人口とは、騎士領所有者とその階層出身の郡長によって政治・社会的に隷属させられ、農村における騎士領所有者の支配的地位は復活させられた。プロイセン州の騎士領所有者は、一八二四年の第一次州議会で農民と農村住民のこのような隷属化 *Mediatisierung* と

彼等の政治的解放の阻止に異論を唱え、騎士領所有者、都市、村落がクライス議会において州議会におけるのと同様な割合（三：二：一）で代表されることを要求した。彼等は更に郡長は全三身分から絶対多数をもって選ばれ、三身分全ての所屬者が郡長のポストに立候補できることを主張した。このようにプロイセン州の騎士領所有者は、農村における封建的特権の名残を維持し、彼等に社会・政治的優位を与える復古の基本政策に反対した。

三月前期の東エルベ諸州の騎士領所有者の関心をひいたもう一つの問題は、世襲領主裁判権であった。東プロイセンの騎士領所有者は、一九世紀の一〇・二〇年代には世襲領主裁判権に固執していた。*Gutsinsassen* は、世襲領主裁判権の廃止後は自らを直属の国家市民だと思ひ、グーツヘル当局を軽視するであろうというのが、世襲領主裁判権廃止に反対する理由だった。シュタインの最も親密な協力者の一人だったエルンスト・ゴットロブ・モルゲンベッサー *Ernst Gottlob Morgenbesser* は、一八一九年にケーニヒスベルクの地方上級裁判所 *Oberlandesgericht* 長官になると、法務大臣フォン・キルヒアイゼン *Von Kirchhausen* と協調してグーツヘルを動か

して国家に世襲領主裁判権を譲渡させるための様々な試みをしたが、農場所有者の断乎とした抵抗に出会った。農業改革が現実化するにつれて農場所有者の態度に変化が見られた。一八二六年の第二次州議会で、犯罪取り調べの費用に関してグーツヘルが、農民の所有するホーフで生じた犯罪の取り調べの費用を負担するのは不公正であると苦情が述べられた。州議会は、調整された土地所有者は彼等の家族と彼等の土地に住んでいる賃借人に関する刑事事件の費用を負担することを要求した。このように世襲領主裁判権は、農業改革が進むと、それと結びついた支配的地位が時代遅れだと感じられる一方、グーツヘルは財政的負担となった。国家へのその譲渡の数は増大した。グムビネン Gumbinnen 県の一九七の領主裁判所のうち一八三八年にグーツヘルシャフトの手中にあったのは、六一にすぎない。東プロイセンは、王国の全東部諸州を巻き込んだ自由意志による世襲領主裁判権の放棄の運動に最も強く関与した。

村落条令 Landgemeindeordnung は、シュタインとハルデンベルクの下での改革者たちによって繰り返し要求されたが、それによって農村と村落における彼等の支配的な地位が脅かされることを恐れた貴族の農場所有者の

反対によって阻止され、それ以後東エルベの地域の村落に関して、村落は新しい村落条令を必要とせず、村落にとってプロイセン一般国法典の諸規定で足りるという原則が通用していた。騎士領所有者の無力化の試みは、このようにして阻止され、プロイセン州の騎士もそれに賛成した。

このような事態は、一八三一年の第四次州議会で変化した。多数（投票の三分の二）が村落条令の法案の提出を要求した。州知事テオドル・フォン・シェーンは、内務大臣ロヒョー Rochow に「絶大な権力を持つグーツヘルが命令し、奴隷が従うかぎり、村落条令は必要でなかった。今やこの種の主人や奴隷はもういない。従って各人が欲するものを入れる真空がある」と述べて、農業改革は一方で古い支配形態を時代遅れにし、他方で新しい組織形態を要求する事態を発生させた。何故なら行政と支配の真空状態が形成されたからであると、村落条令の必要の理由を述べた。

調整、すなわちグーツヘルと農民の所有権の関係の分離のさいに、彼等の関係の中に二つの逆方向の傾向が観察され得る。一方では農場所有者は、農業改革中に彼等に譲渡された土地を村落から取り出し、彼等の領主農場

区 *Gutsbezirk* に併合することによって、彼等が支配していた貴族の村落から身を引いた。農民の大部分は、土地の割譲によって農場所所有者に補償したので、村落にとって実質的損害は極めて大きかった。騎士領所有者 *マグヌス・フォン・ブリュネック Magnus von Brünneck* は、「彼等（騎士領所有者）は、村落において秩序を維持せず、村落を援助しない。彼等はいわば調整によって村落から完全に除外されていた」と述べた。また農民地 *Bauernhof* が季節的のみ必要とされる労働力の居住地となることによって、騎士領所有者は農民地に対して新しい関係に入った。農場では農場所所有者が常に仕事を与えることのできるだけの数の労働者の家族のみが彼等の居住地を保持した。住民数の増加率は、農場と村落では非常に異なっていた。農場においては僅少にとどまり、村落においては大いに増加した。騎士領所有者は労働力の小部分しか面倒を見ず、季節労働者の大多数は貧乏になり、国家の一時的な街道の建設や貧民救助によってかろうじて生命を維持した。

プロイセン州の騎士領所有者は、農村における社会秩序を対象にした改革の中断を批判した。自由主義的な騎士領所有者が決定的な影響を及ぼした一八四七年の非常

事態委員会 *die Notstandskommission* の覚書は、農業改革の「不完全な実施」、「すなわち（それに）対応した新編成のない時代遅れの諸制度の解消は」……結果として「深く決定的な苦境」を伴った。「かつてグーツヘルは莊民の経済的維持の義務を負い、自らの利益のために困窮時には彼等に援助を与えた」のに対して、「立法は今や農村の住民を他の時流にかなった制度によって再び組織的に結びつけることなしに、自力に頼ることを指示した」と、農業改革の時期尚早の中止と復古への移行を批判した。

クライス制度、世襲領主裁判権、村落条令などにおいて、騎士領所有者にとって根本的な社会的変革でなく、社会的統合をもたらす筈の制度的な適合が問題であった。彼等の政策の内容から騎士領所有者は、大きな社会的切迫、対決、革命を時宜を得た改革によって回避しようとした保守主義者として理解される。一八四八年の革命が起り、反動が州諸身分とクライス制によって三月前期の事態を復興しようとしたとき、農場所有者の政党的リーダーである *マグヌス・フォン・ブリュネック Magnus von Brünneck* は、上院で「余と志を同じくする友人たちは、好んで保守的であることを誇りにしてい

る人達よりも保守的である。何故なら我々は、一八四八年三月に体験したような不幸な危機を予防するために前々からロバート・ピール卿を模範にして時宜を得た改革に賛成投票してきたからである」と述べた。

ここでこれまでになされた農場所有者の自由主義の説明を回顧すると、ペーター・シュパンが試みたように、その成立期を一八世紀に設定することはできない。農場所有者の本質的・特殊的な綱領の諸項目は、農業改革の実現後の状況に初めて結びつく。農場所有者の自由主義は、改革の構想の段階においては未だ存在しなかった。それどころか東・西プロイセンの農場所有者は、改革措置の拒否の点で他の州に劣らなかつた。プロイセン州における「自由主義化の酵素」としての市民の騎士領所有者の役割の仮説についても疑念が述べられねばならぬ。何故一九世紀の二〇年代に自由主義的な立場への転換が起つたのであろうか？ このような転換は、それが無い場合この仮説への大きな疑念が晴らされることができないより詳細な立証とより新しい説明を必要とするであろう。自由貿易に対する関心によって農場所有者の自由主義を説明することに関しては、自由貿易支持の運動が四〇年代の後半に初めて生じたのであるから、東・西

プロイセンの農場所有者の自由主義の原因をそれに求めることはできない。

プロイセンの他の東部諸州の騎士領所有者の多数は、農業改革後も復古的なクライス条令、世襲領主裁判権と村落条令がないことが彼等に認めた支配的・政治的特権を放棄することはできないと思つていた。プロイセン州の自由主義的な農場所有者は、ブランデンブルク州の農場所有者を常にこの異質の傾向の代表者と呼び攻撃した。

何故プロイセン州の騎士領所有者が他の州の騎士領所有者と違つた反応を示したかという問いは依然として未解決である。何故彼等は、農業改革後に封建的支配の伝統的或いは復活させられた諸形態に固執しなかつたのか？ 何故彼等は自由主義的な立場に移行したのか？ それらの原因の解明のためには、一方では二〇年代に認識され得る保守的な立場から自由主義的な立場への移行の時機に立ち入らねばならないであろうし、他方では二〇年代に東・西プロイセンで支配的であつた特殊な社会・経済的諸条件が問われねばならない。

プロイセン州及び全王国は、二〇年代に深刻な農業恐慌に襲われた。農業恐慌は、王国内で東・西プロイセン

がとくに厳しく見舞われた一八一九年以後のイギリスへの穀物の輸出の破滅と結びついていた。東プロイセンにおいては、一八一九年から一八二二年に至る農業改革のクライマックスの時期と一八二六・二七年に大凶作が起った。

一八一九、一八二〇、一八二一年の調整の問題の頻発は、穀物の販売の沈滞のクライマックスと一致しており、改革の実施を重い財政的な負担にした。農民の経済的な状態は甚だしく弱められた。同時代の農業評論家アウグスト・フォン・ハクストハウゼン August von Haxthausen は、「何千人もの農民が大した困難もなしに」農場所有者によって買い占められた。何故なら彼等は自ら進んで所有地を手放して日雇労働者になったからであると記した。

農業改革の危機的な経過は、農村の住民の深刻な社会的緊張のもととなった。一八二二年の諸身分委員会 *das ständische Komitee* の覚書は、「論議の対象に」なっている「小土地所有者の差し押しと強制立ち退き」は新たな性質を帯びたと述べた。グムビネンの政庁長官は、一八二三年一月に国家による厳しい貢租の徴収による農民の「憎悪と怨恨」について報告した。一八一七年にマ

ズーレン Masuren で若干の農場所有者が、調整の範囲内で農民に未開墾地を割り当てた後で暴動が起った。農民は賦役を拒否し、森に逃亡し、彼等に対して軍隊が動員された。インステン Insten——小農の大部分は彼等の所有地の喪失後その社会集団に転落した——は、農場所有者と農民が彼等に殆ど仕事を与えなかったので、非常に困窮していた。彼等は、せめて生計を保証できるように土地所有を熱望した。

当局の指令に対する反抗、困窮からの土地渴望、増大する貧困と犯罪、農民地の直営農場 Hof Gutshof への併合による村落の実質の弱体化——プロイセン州における農業改革と関連してとくに爆発力の強いこれら全ての諸問題は、騎士領所有者に代表的・団体的基礎に基づく村落生活の新編成を必要だと思わせた。所有権の安全と改革後の新しい社会秩序の安定化は、もはや騎士領所有者のみによって保障されることはできなかった。彼等が調整後村落から身を引きがちであったからなおさらのことであった。村落の生活の新編成は、村落の農民土地所有者が責任を負わねばならないことを意味した。農民の政治的参加は、騎士領所有者の綱領の項目になった。プロイセン州の騎士領所有者の自由主義的な立場への

転換について述べられた主として社会・経済的な説明は、次の三つの補足を必要とする。

第一に、東・西プロイセンの騎士領所有者、都市市民、農民の政治・社会的協力に関して慣れと経験の過程をもたらした制度的な種類の予備段階があった。一八〇七年以後東プロイセン・リタウエンの諸身分の委員会——そこで農場所有者は、都市と自由農民（ケルマー）の代表と協力した——が存続した。自由農民は、一八〇八年以後農場所有者とともに「土地所有者委員会」*Knö-nische der Landeigentümer* に所属した。一八〇九年には都市の代表が委員会に加わった。委員会の枠内で作用を及ぼし続け、州内の自由主義の特殊な発展を担う要素へと発展した社会諸集団間の協力が地固めされた。委員会内での州の指導的な社会諸集団間の協力からクライス行政と郡長のポストの補充に三身分全てを関与させる州議会の決議が生じた。

第二に王国内でのプロイセン州の辺鄙さが考慮に値する。周辺部の位置は、住民と騎士領所有者の指導的な階層の間に独自性と自主的な責任を持った地方に住んでいるという考えを助長した。それは統合的な作用を及ぼして、自由主義政党的特殊な発展を促進したのであろう。

第三に政党的形成が州の指導的な官吏——州知事テオドール・フォン・シェーンによって多くの機会に支持されたことが、農場所有者の自由主義の貫徹にとって重要であった。

最後に著者は、騎士領所有者の自由主義への転換の動機が、とりわけ村落条令の未解決の問題、従って農村における社会秩序の安定にあったことを強調している。農村における社会秩序の安定は、騎士領所有者の場合、所有権の安全、窮乏化と犯罪からの農村の住民の保護、季節外の農村労働者の宿泊、扶養、社会的な監督などの問題と結びついていた。村落条令は、農業景気が好況の年においてもその重要性を失わなかった。プロイセン州の騎士領所有者の場合、制度的な欠陥と危険をはらんだ真空状態についての知識は、常に新たな凶作と緊急事態の状況によって絶えず呼び覚まされていたからである。二〇年代の景気の暴落は、一八一九年から二二年までと一八二六―七年の凶作によって激化させられた。一八三五年と三八年、一八四四年から四七年まで新たな凶作が続いて生じた。これらの苦境は、何度も繰り返して、中断され、終了されなかった改革があとに残した社会情勢の不安定の印象を伝えた。これらの緊急事態において村落

条令は、危機克服のための最も基本的な要素の一つと見なされた。それは社会秩序の持続的な保証を約束し、騎士領所有者を自由主義の同調者にならせた。

以上に見たように著者の論及は極めて多岐にわたるが、主要な論点は、騎士領所有者の自由主義への転換が一八二〇年代に生じたこと。その主たる原因は、騎士領所有者が、農業改革（調整）が実施された時期に起った農業恐慌、それによる農民の経済状態の悪化、農民の日雇労働者への転落などの農村に生じた新しい深刻な事態を時宜を得た改革によって回避しようとしたことに求められることである。騎士領所有者の自由主義への転換が東・西プロイセンでのみ起り、ブランデンブルクや他の州では起らなかったという著者の指摘は興味深い。著者の主張が説得力を持ったためには、他の州との比較、すなわち他の州の農業改革とその実施にもかかわらず、騎士領所有者の自由主義への転換が起らなかった理由の説明が必要であるように思われる。これは今後に残された課題であろう。